



2024年4月改訂

ご契約のしおり 定款・約款



しおり番号：202404F

ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）

グラン エイジ

GranAge

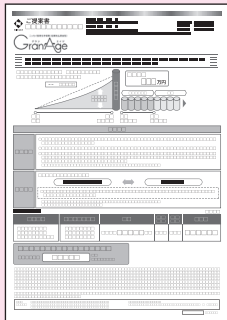
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(『契約概要』『注意喚起情報』を含む)」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

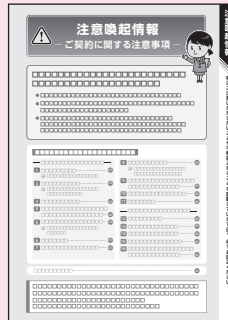
これらをおわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



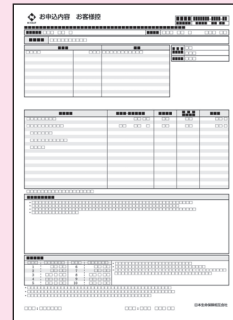
(ご提案の際または申込みの際にお渡しています)

注意喚起情報



(申込みの際にお渡しています)
(「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款(共通版)」の巻頭に記載)

お申込内容 お客様控



(申込みの際にお渡しています)

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載しています。



ご契約のしおりー定款・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等)をわかりやすく説明しています。

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

お客様ID等に関する 規程(個人向け)

お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。
契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、
契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。

法人向けお客様ID規程

お客様ID発行等、法人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。

申込みの際にお渡ししています「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款(共通版)」の巻頭に記載

P.3~

規程-3~

ご契約のしおり	3
ご契約のしおりをお読みいただくにあたって	4
目的別もくじ	6

ご契約にあたって

1	「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴	8
2	申込みに際して	1 1
	○ご契約の成立	1 1
	○告知について	1 1
	○クーリング・オフ制度	1 1
	○申込みに際してのご留意点	1 3
3	申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合	1 4
4	責任開始(保障の開始)と契約日	1 5

しくみ

5	保障内容	1 6
6	個人年金保険料税制適格特約	1 8
7	配当金	2 0

保険料の払込み

8	保険料の払込方法	2 1
9	保険料の払込期月・保険料期間	2 3
10	保険料の払込みの案内とご契約の解除	2 5

年金等の請求やお支払い

11	年金等の請求	2 6
12	指定代理請求人による請求	2 9
13	年金のお支払い時の保険料の精算	3 1
14	年金等をお支払いできない場合	3 2

ご契約後の取扱い

15	解約と解約払戻金	3 3
16	契約貸付制度	3 5
17	ご契約後の保障内容の見直し	3 8
18	年金受取人等の変更	3 9
19	住所等の変更に伴う手続き	4 1
20	生命保険と税金	4 2

その他生命保険に関するお知らせ

21	その他生命保険に関するお知らせ	4 5
	○個人情報の取扱い	4 5
	○個人情報保護方針	4 6
	○生命保険契約者保護機構	4 8
	○支払査定時照会制度	5 0
	○財産的基礎の充実	5 2
	○相互会社運営	5 3

保険用語の説明	55
規程	規程- 1
○ 定款	規程- 3
○ 約款	規程- 7
低解約払戻金型長寿生存保険（有配当 2016）普通保険約款	規程- 10
個人年金保険料税制適格特約（2012）	規程- 22
保険料口座振替扱特約	規程- 24
保険料クレジットカード扱特約	規程- 26
事業保険扱特約（2012）（甲）	規程- 27
事業保険扱特約（2012）（乙）	規程- 28
別表	規程- 29
○ お客様ID規程・ログインID利用規程・ 法人向けお客様ID規程	規程- 33
お客様ID規程	規程- 34
ログインID利用規程	規程- 42
法人向けお客様ID規程	規程- 50

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が交付されましたら、次の表に記入のうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日	年	月	日
契約者					
被保険者					

■保険契約

○今回加入した保険契約は次のとおりです。

支払事由の詳細については、「5. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

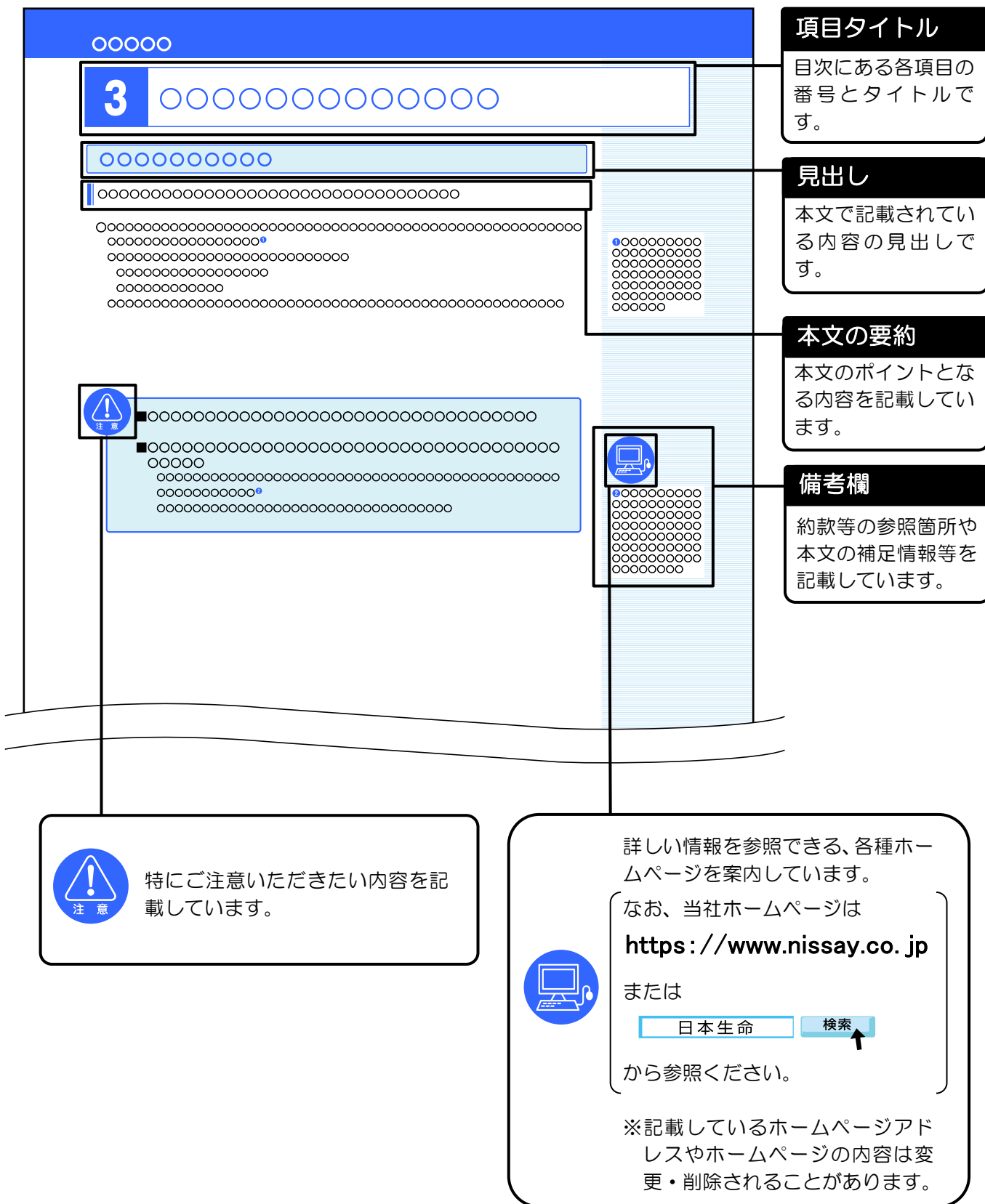
低解約払戻金型長寿生存保険

死亡保障を行わず、将来必要な資金を重点的に準備できる保険



P16

ご契約のしおりの見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

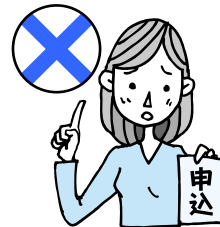
この保険の特徴について知りたい



1. 「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）」の特徴 **P8**

5. 保障内容 **P16**

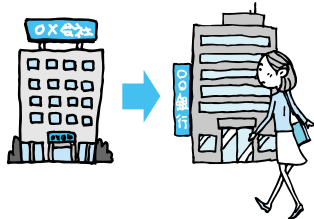
申込みを撤回したい



2. 申込みに際して
・クーリング・オフ制度 **P11**

保険料について

保険料の払込方法を変えたい
保険料をまとめて払いたい



8. 保険料の払込方法 **P21**

いつまでに保険料を
払込むのか知りたい



9. 保険料の払込期月・
保険料期間 **P23**

保険料の払込みが
できなかった



10. 保険料の払込みの
案内とご契約の
解除 **P25**

ご契約後について

解約したい



15. 解約と解約払戻金 **P33**

受取人を変更したい



18. 年金受取人等の
変更 **P39**

住所・名前等が変わった



19. 住所等の変更
に伴う手続き **P41**

保険用語の意味については、「**保険用語の説明**」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい



4. 責任開始（保障の開始）と契約日 **P15**

保険料の負担を減らしたい



17. ご契約後の保障内容の見直し
・年金額の減額 **P38**

税金について知りたい



20. 生命保険と税金 **P42**

年金開始日が到来する場合



年金をお支払いできる場合 5. 保障内容 **P16**

年金をお支払いできない場合 14. 年金等をお支払いできない場合 **P32**



11. 年金等の請求 **P26**

年金の請求の流れについて

受取人が請求できない場合

12. 指定代理請求人による請求 **P29**



手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021

(通話料無料)

<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>

0120-147-369

(通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9：00～18：00
土曜日 9：00～17：00
(祝日、12/31～1/3を除く)

1

「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴

「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」の特徴

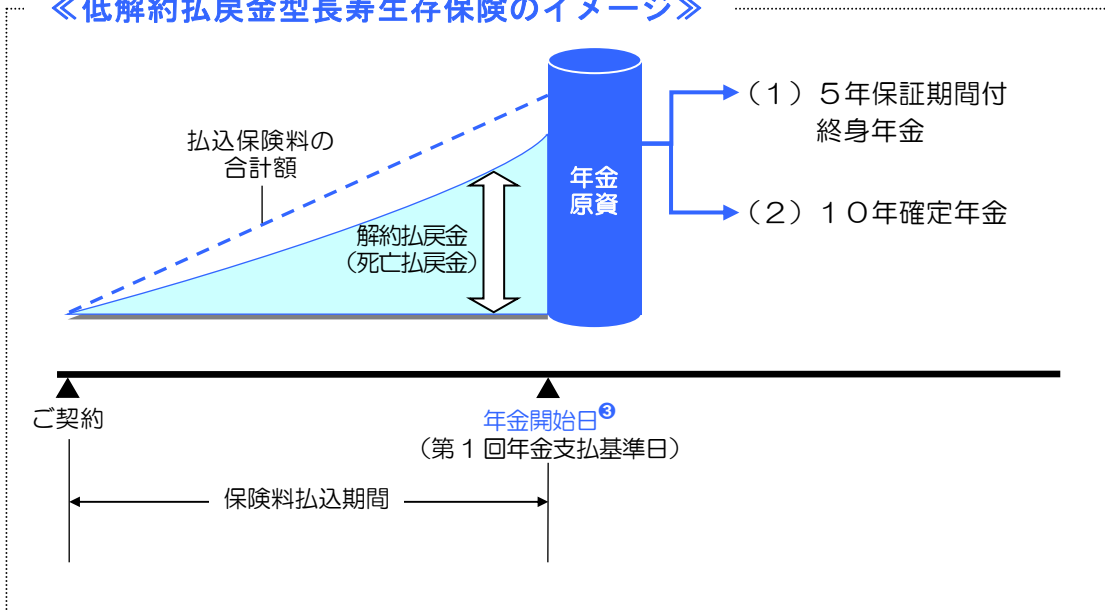
「ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)」は、死亡保障を行わず、高齢期における生活資金の不足等に備え、将来必要な資金を重点的に準備することができる保険です。

- 年金開始日以後、毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。
- 年金の種類には、5年保証期間付終身年金および10年確定年金があります。
- この保険には、死亡保障はありません。
- 解約払戻金^②は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。したがって、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

①年金支払基準日
年金支払基準日は次のとおりです。
・第1回目：年金開始日
・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②解約払戻金
「15. 解約と解約払戻金」参照

《低解約払戻金型長寿生存保険のイメージ》



③年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡払戻金(解約払戻金と同額)を死亡時支払金受取人^④にお支払いします。^⑤

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

④死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

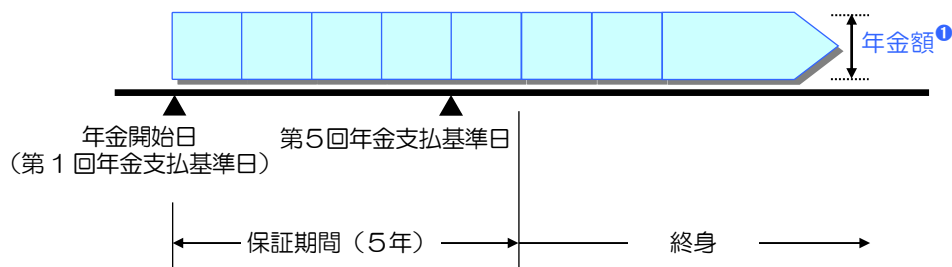
⑤未払込保険料がある場合、死亡払戻金から未払込保険料を差引きます。

(1) 5年保証期間付終身年金

○毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。

○第1回年金支払基準日以後、保証期間中の最後の年金支払基準日（第5回年金支払基準日）前に被保険者が死亡した場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。

《5年保証期間付終身年金のイメージ》



①年金額
 契約貸付金の残高や配当金がある場合は、支払額が変更となります。



■年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

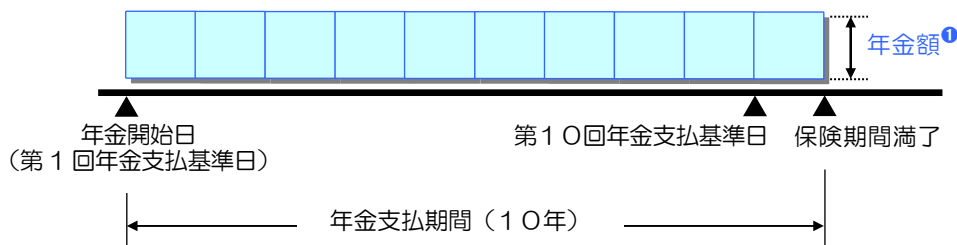
■保証期間中の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

(2) 10年確定年金

○年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合、年金をお支払いします。

○第1回年金支払基準日以後、保険期間中の最後の年金支払基準日（第10回年金支払基準日）前に被保険者が死亡した場合は、将来の年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。

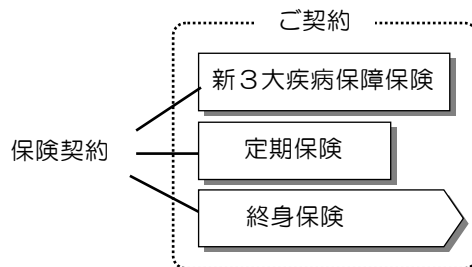
《10年確定年金のイメージ》



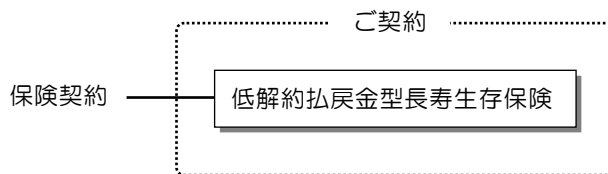
■保険期間中の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^①

また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^②



低解約払戻金型長寿生存保険のように、1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^②



^①この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

^②特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

告知について

この保険は、健康状態等についての告知が不要です。

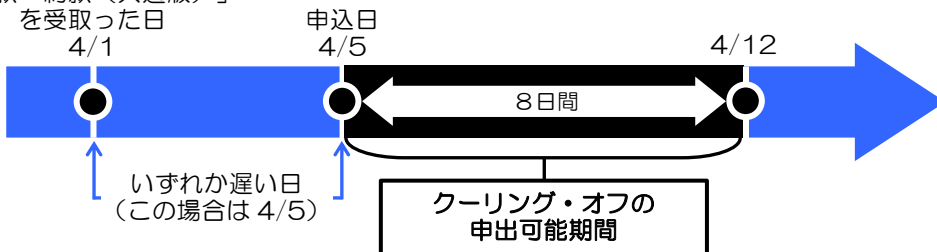
クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款（共通版）」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

《例》

「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款（共通版）」
を受取った日
4/1



○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■ 申込者または契約者が法人の場合は、クーリング・オフ制度は利用できません。

※具体的な申出方法（書面・電磁的記録）については次ページを確認ください。

次ページにつづく

《申出方法（書面・電磁的記録）》

【書面の場合】

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により前ページの期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

＜記載事項＞

- ・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思
（理由の記載は任意）
- ・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

（記入例）

日本生命保険相互会社 行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）○○○○○○

申込者（契約者） 日生 太郎

住所 ○○県○○市○○町×丁目×番地×号

生年月日 ○○○○年○月○日

【電磁的記録の場合】

- ・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- ・当社ホームページから前ページの期間内（8日以内）に申出ください。
- ・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・写真付住民基本台帳カード
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・写真付社員証
- ・写真付学生証
- ・マイナンバーカード（表面） 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。当通知書にはご契約の年金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ交付します。「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにていつでも確認いただけます。（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様番号（お客様ID）のお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ID）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ID）発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。^③

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みません。

②お客様番号（お客様ID）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいております、「お客様番号（お客様ID）」をお持ちのお客様には送付しません。

③「お客様番号（お客様ID）」等の詳細は、「お客様ID規程」、「ログインID利用規程」、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。



3

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在のご契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しいご契約について不利益となる点>

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・死亡保障 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。^①</u> ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 ^②
	詐欺による取消の規定等について、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 <u>新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^③</u>

① 詳細は、「10. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

② 契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

③ 詳細は、「15. 解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

4

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始(保障の開始)

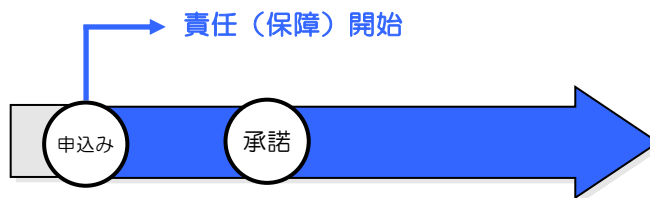
当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書^①](#)」を交付します。

《責任開始(保障の開始)の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みが完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



○この保険は、年金開始日以後の被保険者の生存時のみに年金をお支払いする保険です。この保険には、死亡保障等はありません。

契約日

契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

- 保険料口座振替扱特約
- 保険料クレジットカード扱特約
- 事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

①契約内容通知書
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

5 保障内容

お支払いできる場合

毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。^②
 また、年金開始日^③以後に被保険者が死亡した場合は、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

○年金開始日以後、被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。^④

(1) 5年保証期間付終身年金の場合

	年金	死亡一時金
支払事由	毎年の年金支払基準日に生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、保証期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき
支払額	年金額	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人 ^⑤)	

(2) 10年確定年金の場合

	年金	死亡一時金
支払事由	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、保険期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき
支払額	年金額	将来の年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、後継年金受取人 ^⑤)	

「14. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①年金支払基準日
 年金支払基準日は次のとおりです。
 ・第1回目：年金開始日
 ・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②年金開始日の前日に年金の種類を変更することができます。

詳細は、「11. 年金等の請求」を確認ください。

③年金開始日
 被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。

④5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保険期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

⑤後継年金受取人
 「11. 年金等の請求」参照

⑥解約払戻金
 「15. 解約と解約払戻金」参照

⑦死亡時支払金受取人
 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑧未払込保険料がある場合、死亡払戻金から未払込保険料を差引きます。



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡払戻金(解約払戻金^⑥と同額)を死亡時支払金受取人^⑦にお支払いします。^⑧

死亡時支払金受取人は、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金に加えて、前納した保険料の残額、積立てた配当金等があるときは、これらを受取ることができます。

■5年保証期間付終身年金の場合、年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

なお、年金受取人は**個人年金保険料税制適格特約^①**の付加有無に応じて次の範囲で指定ください。^②

- ・付加あり：契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人
- ・付加なし：契約者と被保険者のうちから1人

■個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。
(2024年1月現在)

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」、「20. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」を確認ください。



①個人年金保険料税制適格特約
「6. 個人年金保険料税制適格特約」参照

②年金受取人と契約者が同一人でない低解約払戻金型長寿生存保険の加入は取扱っておりません。
(2024年4月現在)

③保証期間中の最後の年金支払基準日前に限りです。

④保険期間中の最後の年金支払基準日前に限りです。

⑤後継年金受取人
「11. 年金等の請求」参照

年金等の支払方法の変更

年金開始日以後に、年金や死亡一時金の支払方法を変更することができます。

○年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。

（1）5年保証期間付終身年金の場合^③

お支払いする金額は保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときでも、保証期間経過後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でご契約は消滅します。

（2）10年確定年金の場合^④

お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときにご契約は消滅します。

○死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。

ただし、年金受取人が被保険者の場合で、**後継年金受取人^⑤**が希望されるときは、後継年金受取人に引続き年金をお支払いします。

（1）5年保証期間付終身年金の場合

保証期間中の年金について、引続き年金としてお支払いし、保証期間が満了したときに、ご契約は消滅します。

（2）10年確定年金の場合

年金支払期間中の年金について、引続き年金としてお支払いし、年金支払期間が満了したときに、ご契約は消滅します。

6 個人年金保険料税制適格特約

※2024年1月現在の税制・関係法令等にもとづき、税務の取扱い等について記載しています。

個人年金保険料税制適格特約

個人年金保険料税制適格特約を付加することで、払込みいただく保険料について、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。^①

○個人年金保険料税制適格特約を付加する場合は、次の税制適格要件をすべて満たすことが必要です。

- ・年金受取人は契約者またはその配偶者で、かつ被保険者と同一人であること^②
- ・保険料払込期間が10年以上であること
- ・年金の種類が確定年金であるときは、年金開始日^③における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い

個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、付加していない場合と一部取扱いが異なります。

(1) 配当金^④

○年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率^⑤により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日までご契約が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。ただし、年金開始日前にご契約が消滅したときは、契約者（死亡払戻金を支払うときは死亡時支払金受取人^⑥）にお支払いします。

○5年保証期間付終身年金で年金の一括支払^⑦を行った場合、割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率^⑤により計算した利息をつけて積立てておき、保証期間経過後の年金支払基準日に、当社の定める方法により分割して、年金とともに年金受取人にお支払いします。

年金開始日後に年金受取人から請求があっても、積立てられた配当金はお支払いできません。

(2) 解約払戻金等

○年金額の減額^⑧等所定の場合に当社が支払うべき解約払戻金等があるときは、これを支払うべき日から所定の利率^⑤により計算した利息をつけて積立てておき、年金開始日までご契約が継続したときは、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

年金開始日前に契約者から請求があっても、積立てられた解約払戻金等はお支払いできません。

ただし、年金開始日前にご契約または個人年金保険料税制適格特約のみが消滅したときは、契約者（死亡払戻金を支払うときは死亡時支払金受取人^⑥）にお支払いします。

① 「20. 生命保険と税金」の「生命保険料控除」参照

② 年金受取人と契約者が同一人でない低解約払戻金型長寿生存保険の加入は取扱いしておりません。
(2024年4月現在)

③ 年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。

④ 配当金
「7. 配当金」参照



⑤ 所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

⑥ 死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑦ 年金の一括支払
「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑧ 減額
「17. ご契約後の保障内容の見直し」の「年金額の減額」参照

(3) 契約貸付制度^①による貸付金の元利金の精算

○年金額の減額により当社が支払うべき解約払戻金等から貸付金の元利金は差引精算しません。

○年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されない場合、契約者の申出により次のいずれかの方法で精算します。

- A. 貸付金の元利金を当社が支払うべき第1回目の年金から差引く方法
- B. 年金の一括支払^②を請求し、貸付金の元利金を支払額から差引く方法

①契約貸付制度
「16. 契約貸付制度」参照

②年金の一括支払
「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

③所定の減額
貸付金の元利金が、減額後のご契約の解約払戻金の所定の割合をこえる場合は、減額を取扱いません。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



■ Aの方法で貸付金の元利金を精算できない場合は、自動的にBの方法で精算します。

■ Bの方法で貸付金の元利金を精算し、ご契約が消滅する場合、年金としてお支払いすることはできません。
年金での受取りをご希望の場合は、計画的な返済をおすすめします。

(4) ご契約内容の変更

○次のようなご契約内容の変更はできません。

- ・年金受取人の変更
- ・契約貸付制度を利用しているご契約における年金額の所定の減額^③



■ 次の場合、個人年金保険料税制適格特約は消滅します。

- ・低解約払戻金型長寿生存保険が消滅したとき
- ・契約者を配偶者以外の方に変更されたとき

■ 個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。

7 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

<年金開始日前>

- 年金開始日前に、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。^③
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

<年金開始日>

- 年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金の支払額の増額にあてられます。

<年金開始日後>

- 年金開始日後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。
- 5年保証期間付終身年金で**年金の一括支払^④**を行った場合、割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。
積立てられた配当金は、次のときに年金受取人にお支払いします。^⑤
 - ・年金受取人からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき
 - ・保証期間経過後、最初の年金をお支払いするとき
 保証期間経過後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。



■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■年金開始日前の被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、積立てられた配当金は、**死亡時支払金受取人^⑥**にお支払いします。

ただし、**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合^⑥**は、契約者にお支払いします。



① 所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

③ 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、割当てられた配当金の取扱いが異なります。

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約を付加した場合の取扱い」を確認ください。

④ 年金の一括支払
「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑤ 死亡時支払金受取人
死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

⑥ 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合
故意に被保険者を死亡させた人が、死亡払戻金の一部の受取人である場合には、他の受取人にお支払いしません。

8 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、金融機関等への振込扱、クレジットカード扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関 ^① の口座から、自動的に保険料が振替えられます。 ^②
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。
クレジットカード扱	クレジットカード ^① により、保険料を払込みいただきます。 ^②

①銀行等の金融機関、クレジットカード
当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限りません。

②各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

③保険料の払込回数
は相互に変更することができません。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。

④所定の率
率については、当社ホームページを参照ください。

⑤所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

⑥消滅等
ご契約の減額等を含みます。

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。^③

- 月払の場合、毎月1回、保険料を払込みいただきます。
年払の場合、毎年1回、保険料を払込みいただきます。
- 当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の率^④ で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、 所定の利率^⑤ で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、 所定の利率^⑤ により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

- 一括払込または前納を利用した場合、ご契約が**消滅等^⑥**したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ



■年金額を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われ、一括払込または前納した保険料の残額を契約者に払戻します。

■年金開始日前の被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、一括払込または前納した保険料の残額は、**死亡時支払金受取人^①**にお支払いします。

ただし、**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合^②**は、契約者にお支払いします。

①**死亡時支払金受取人**

死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

②**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合**

故意に被保険者を死亡させた人が、死亡払戻金の一部の受取人である場合には、他の受取人にお支払いします。

③**消滅等**

ご契約の減額等を含みます。

④**保険料期間**

「9. 保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

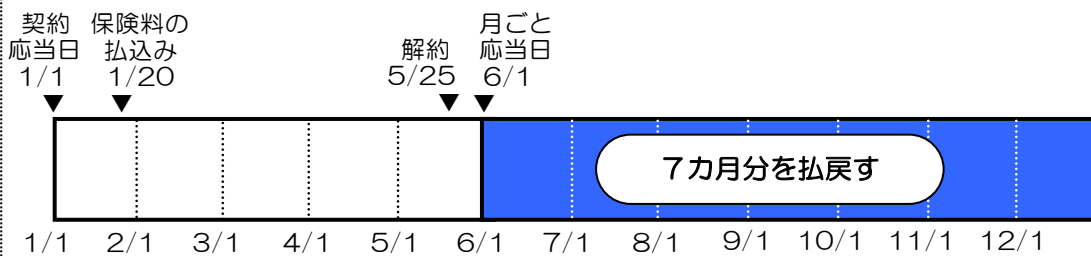
ご契約の**消滅等^③**により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、ご契約の 消滅等^③ により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと応当日から、その月ごと応当日の属する 保険料期間^④ の末日までの月数

◀ご契約の消滅等による払戻しの例▶

【年払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日
 保険料の払込み：1月20日 解約：5月25日

○保険料の払込みが不要となった日はご契約を解約した5/25であり、その翌日以後最初に到来する月ごと応当日は6/1となります。
 したがって、6/1から12/31までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



■保険料の払込回数が月払のご契約については、上記「ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）」の取扱いはありません。

■年金開始日前の被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、保険料相当額は、**死亡時支払金受取人^①**にお支払いします。

ただし、**死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合^②**は、契約者にお支払いします。

9

保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

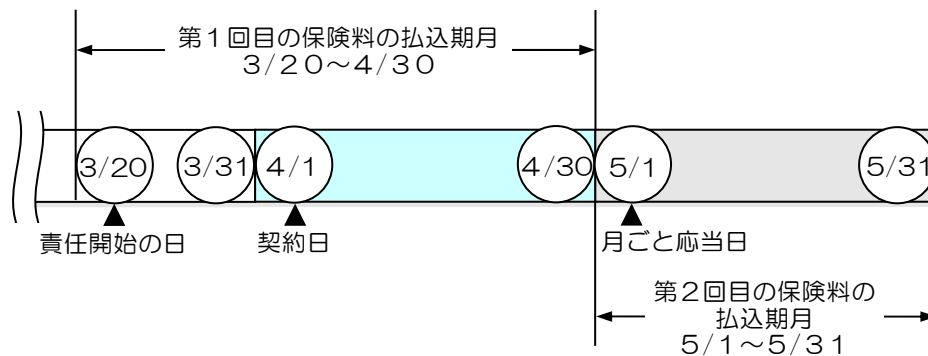
払込期月	
第1回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の1日から末日まで

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○第1回目の保険料は、3/20から4/30の間に払込みください。

○第2回目の保険料は、5/1から5/31の間に払込みください。



■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内します。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
年金等の

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。①

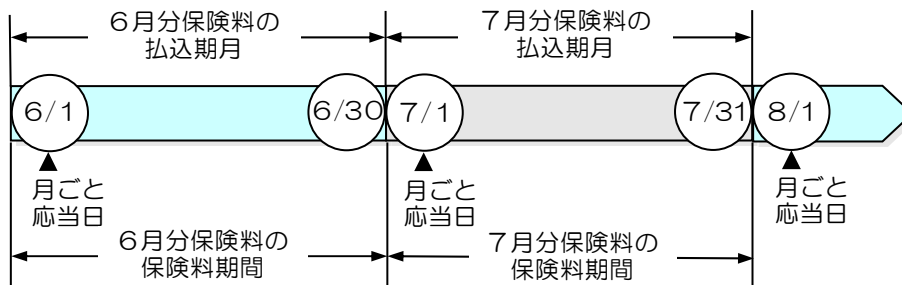
○月払契約については、契約日が月の1日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の1日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

① 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

《保険料期間の例1》

【月払契約】 契約日：4月1日 月ごと応当日：各月1日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

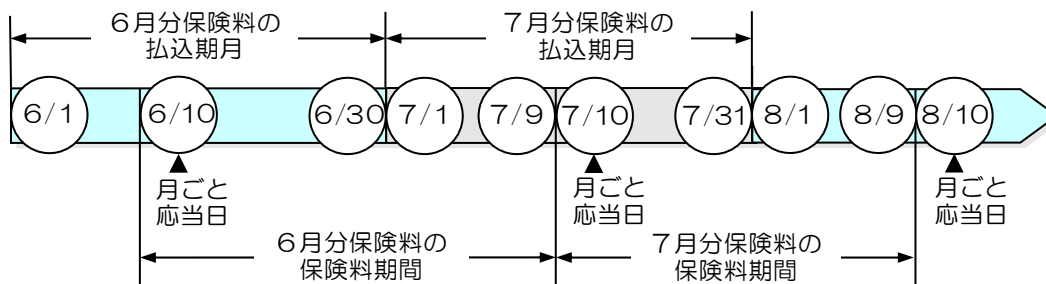


- ・6月分保険料で、6/1～6/30の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/1～7/31の期間を保障します。

《保険料期間の例2》

【月払契約】 契約日：4月10日 月ごと応当日：各月10日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。



- ・6月分保険料で、6/10～7/9の期間を保障します。
- ・7月分保険料で、7/10～8/9の期間を保障します。

10 保険料の払込みの案内とご契約の解除

保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

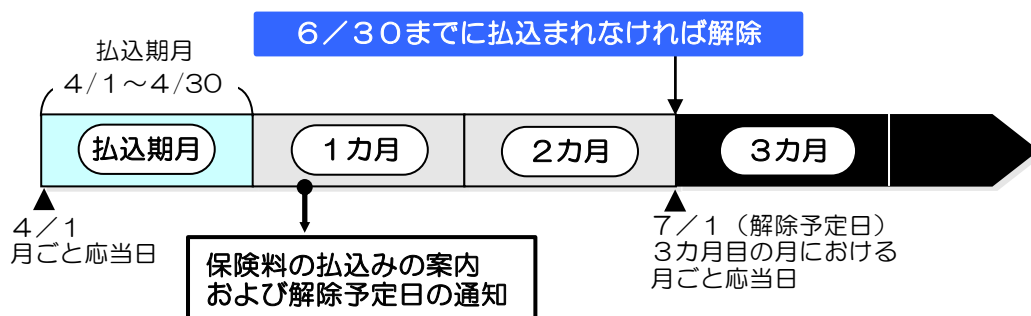
○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。

- ・ 保険料の払込みの案内（催告^①）
- ・ 解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後3カ月目の月における月ごと応当日です。

＜保険料の払込みの案内とご契約の解除の例＞

【月払契約】 契約応当日：1月1日 月ごと応当日：各月1日



○この場合、解約払戻金^②から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。



■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^③

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^④

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

■解除予定日の前日が営業日^⑤でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除されたご契約を元に戻すことはできません。

①催告

払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

②解約払戻金

「15. 解約と解約払戻金」参照

③詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

④詳細は、「19. 住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

⑤営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・ 土曜日、日曜日
- ・ 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・ 12月31日から翌年1月3日（2024年1月現在の取扱いです。）

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

11 年金等の請求

年金開始前の取扱い

年金開始の手続きの際に申出ることにより、年金の種類を変更することができます。
 また、契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。^①

(1) 年金の種類の変更

○次の中から、所定の範囲内で年金の種類を変更することができます。

- ・ 10年確定年金
- ・ 5年保証期間付終身年金

○契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって年金の種類を変更することができます。^②



■年金の種類の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が取扱っている年金の種類に限ります。

■年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金種類の変更はできません。

(2) 後継年金受取人の指定

○契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。

年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

○契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡時支払金受取人が後継年金受取人となります。^③

年金の請求方法

年金の請求に際しては、当社からの案内に沿い、すみやかに手続きください。^④

○記入いただく書類は郵送または担当者が案内します。

○年金受取人が年金を請求できない所定の事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって年金を請求することができます。^⑤

① それぞれの変更・指定の申出は、年金開始日の前日まで受付けます。

② 契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。

詳細は、「12. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

③ 死亡保険金受取人が2人以上いる場合等は、死亡時支払金受取人が後継年金受取人とならないため、後継年金受取人を指定する必要があります。

④ 年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。

詳細は、「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」を確認ください。

⑤ 被保険者と年金受取人が同一人である場合に限ります。

詳細は、「12. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

死亡一時金の請求方法

死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。^①

○死亡一時金の支払事由に該当した場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。お客様に準備いただく書類^②等、詳しい説明をします。

○記入いただく書類は担当者が案内します。

①死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。

詳細は、「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」を確認ください。

②お客様に準備いただく書類書類の準備にかかる費用はお客様のご負担となります。

③年金年金とともに支払われる金銭を含みます。

④死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金が対象となります。

年金の請求時における簡便な取扱い

一定の条件を満たす場合、必要書類を提出いただかなくても、当社は年金受取人から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に年金^③を送金します。

○当取扱いの対象は、次のすべての条件を満たす年金です。

- ・10年確定年金の場合は第2回目以後の年金であること
- ・5年保証期間付終身年金の場合は第2回目以後の保証期間中の年金であること
- ・被保険者と年金受取人が同一人であること
- ・死亡一時金の支払事由に該当した旨の通知がそれぞれの年金支払基準日までにないこと
- ・その他当社の定める基準を満たすこと

○年金のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。

○当取扱いの対象となる場合、それぞれの年金支払基準日に年金受取人から年金の請求があったものとして取扱い、支払時期はそれぞれの年金支払基準日の翌日から5営業日以内となります。

○支払時期をこえて年金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■年金をお支払いした場合で、すでに死亡一時金の支払事由に該当していたときには、当社は年金を受取った人にその返還を請求することができます。^④

この場合、死亡一時金を支払うときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

■死亡一時金のお支払いが正確に行われるよう、死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

年金等のお支払いの時期

当社は、年金等の請求にかかる必要書類が当社に到達した日^①の翌日から5営業日以内に年金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^②以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^③ ア. 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^④ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて年金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

① 完備された書類が当社に到達した日をいいます。

② 営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日（2024年1月現在の取扱いです。）

③ (2)に該当しない場合に限りです。

④ (1)の「イ」の確認を行う場合に限りです。



■年金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いできません。

12 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

年金受取人が年金を請求できないときや、契約者が年金の種類を変更できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。

指定代理 請求人の 範囲	<p>(1) 被保険者と次の関係にある人</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 <p>(2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人</p> <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡時支払金受取人または後継年金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 <p>なお、年金の請求または年金の種類の変更を行う場合、請求時においても、この範囲内であることを要します。</p>
--------------------	---

○代理請求できる場合は、次のとおりです。

年金の 請求 ^①	<p>年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他年金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
年金の種類 の変更 ^②	<p>契約者が年金の種類を変更できない次の事情があるとき、代理請求できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の種類の変更を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他年金の種類を変更できない特別な事情があると当社が認めた場合

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

○指定代理請求人には、支払事由、年金の種類の変更に関する事項および代理請求できる旨を伝えてください。

①年金の請求
被保険者と年金受取人が同一人である場合に限ります。

②年金の種類の変更
契約者と被保険者が同一人である場合に限ります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ



- 指定代理請求人はあくまでも年金を年金受取人の代理で請求できる方であり、年金の受取人は年金受取人ご自身となります。
- 指定代理請求人として年金を請求できない場合があります。
故意に年金受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として年金を請求できません。
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその年金を請求いただいてもお支払いできません。
- 年金受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

■法定後見制度

既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など本人の事情に応じて、3つの制度（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



■任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

(2024年1月現在)



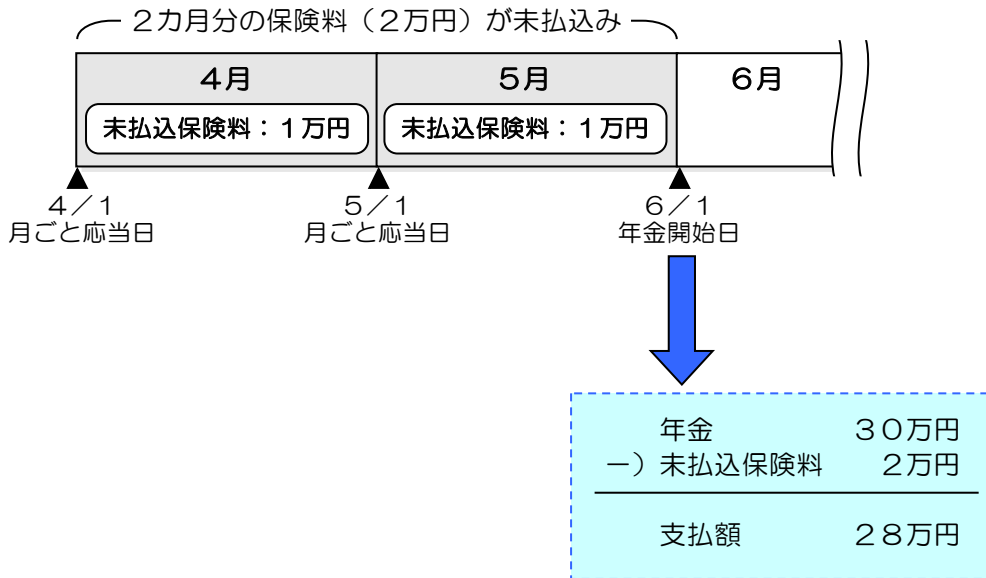
13 年金のお支払い時の保険料の精算

年金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、年金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○年金の支払事由に該当した場合で、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする年金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

《未払込保険料がある場合の年金のお支払い例》

- 年金額：30万円
- 4月、5月分の保険料（月額1万円）が未払込み
- 年金開始日：6/1



注意

■お支払いする年金から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額払込みください。
未払込保険料の払込みがない場合には、年金をお支払いできません。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

14 年金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合等は、当社は年金等をお支払いできません。^①

(1) 支払事由に該当しない場合

○年金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

例えば、年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、年金をお支払いできません。この場合、死亡払戻金（解約払戻金^②と同額）を死亡時支払金受取人^③にお支払いします。^④
 （ただし、死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合^⑤は、死亡払戻金をお支払いできません。この場合、解約払戻金を契約者にお支払いします。^④）

また、5年保証期間付終身年金における保証期間中（10年確定年金の場合は保険期間中）の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡した場合、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。

(2) 詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または年金受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社にご契約を取消することがあります。
 この場合、年金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(3) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。
 この場合、年金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(4) 重大事由による解除の場合

○次の（A）～（C）の事項に該当した場合、当社にご契約を解除することがあります。
 この場合、年金等をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。^④ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（A）年金等の請求に関して、年金受取人に詐欺があったとき^⑥

（B）契約者、被保険者、年金受取人または死亡時支払金受取人が、反社会的勢力^⑦に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^⑧を有していると認められるとき

（C）上記（A）（B）のほか、当社の契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、当社にご契約または特約の存続が困難と判断する、上記（A）（B）と同等の重大な事由があるとき

① お支払いできない場合の詳細は、約款を確認ください。

② 解約払戻金
 「15. 解約と解約払戻金」参照

③ 死亡時支払金受取人
 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

④ 未払込保険料がある場合、死亡払戻金または解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

⑤ 死亡時支払金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合
 故意に被保険者を死亡させた人が、死亡払戻金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

⑥ 未遂の場合を含みます。

⑦ 反社会的勢力
 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

⑧ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、年金受取人もしくは死亡時支払金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

15 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

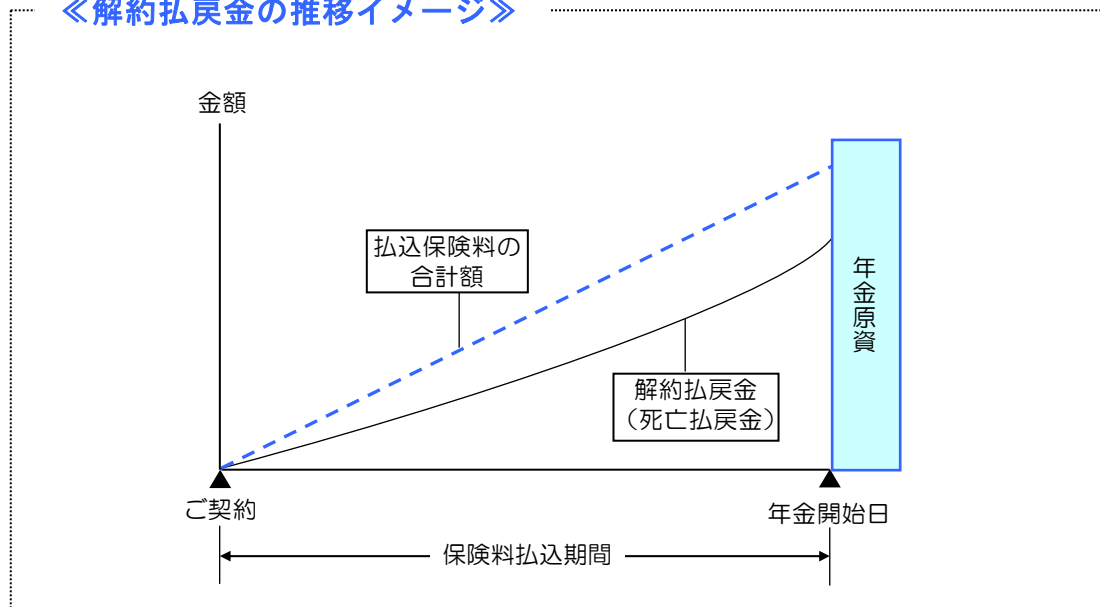
契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^{①②}
 解約した場合、解約払戻金があるときは、当社をお支払いします。
 解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○解約払戻金は、低く設定しています。
 また、生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられます。
 したがって、解約払戻金は、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険料払込期間等により異なります。

《解約払戻金の推移イメージ》



■年金開始日前に被保険者が死亡した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

年金開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡払戻金（解約払戻金と同額）を死亡時支払金受取人^③にお支払いします。

①第1回年金支払基準日が到来している場合は、解約できません。

②解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「17. ご契約後の保障内容の見直し」を確認ください。

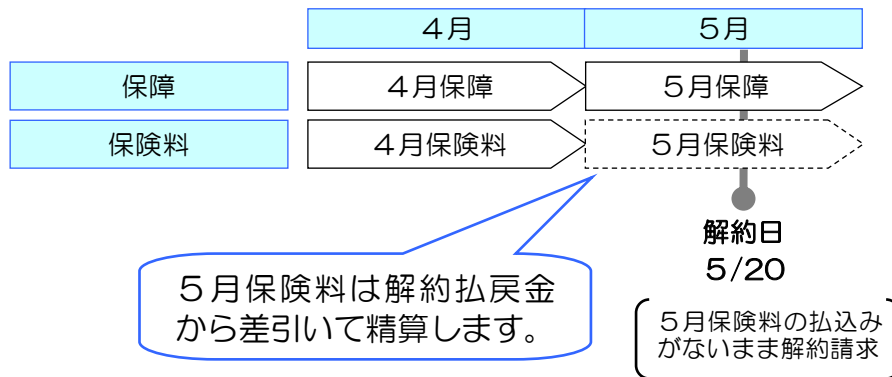
③死亡時支払金受取人
 死亡時支払金受取人は契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定ください。

○解約請求時までに到来している**保険料期間^①**の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。^②

例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

《解約請求時の未払込保険料の取扱い例》

【例】 契約応当日：4/1 解約日：5/20 保険料の払込回数：月払



① 保険料期間

「9. 保険料の払込期月・保険料期間」参照

② 年金開始日前に被保険者が死亡した場合、お支払いする死亡払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

16 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。^①なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。			
	<table border="1"> <tr> <td>貸付金額の上限</td> <td>解約払戻金額^②の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額^③</td> </tr> <tr> <td>貸付金額の下限</td> <td>当社の定める金額</td> </tr> </table>	貸付金額の上限	解約払戻金額 ^② の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額 ^③	貸付金額の下限
貸付金額の上限	解約払戻金額 ^② の8割から3カ月分の保険料相当額を差引いた金額 ^③			
貸付金額の下限	当社の定める金額			
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^④ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。			
利息	所定の利率 ^⑤ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。			
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。			
精算	<ul style="list-style-type: none"> 年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。^⑥ 精算後の責任準備金により計算される年金額が当社の定める限度を下回る場合は、年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。この場合、年金開始日の前日にご契約は消滅し、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料があるときは、その未払込保険料を支払うべき金額から差引きます。 解約払戻金、死亡払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、解約払戻金、死亡払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。 			

○貸付期間満了時まで新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- ・すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- ・貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^④



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせてご確認ください。

①貸付は、年金開始日前に限り行います。

②解約払戻金額
「15. 解約と解約払戻金」参照

③年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の1/2分の3になります。

④貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



⑤所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

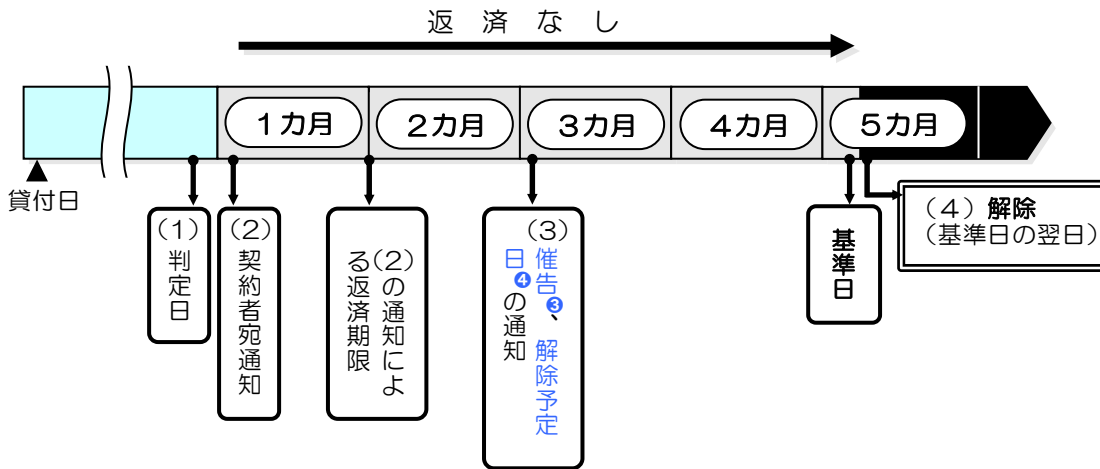
⑥個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合の取扱いは、「6. 個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日^①**においてその金額が**解約払戻金額^②**を超過した場合、当社はご契約を解除します。

- 解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。
- 貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

- 契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらかじめ所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日^⑤**をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①基準日
「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

②解約払戻金額
「15. 解約と解約払戻金」参照

③催告
貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

④解除予定日
「基準日の翌日」をいいます。

⑤新たな基準日
「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^①

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

①詳細は、「19. 住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができます。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。

この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。



■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

17 ご契約後の保障内容の見直し

※2024年4月現在の取扱いを記載しています。

なお、この保険には、以下のような保障内容を見直す取扱いはありません。

- ・現在のご契約の責任準備金等を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直す取扱い
- ・解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更する取扱い

年金額の減額

年金額を減額し、保険料の負担を軽減することができます。

- 年金額を減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金^①があるときは、これを契約者にお支払いします。
- 解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。



■次に該当する場合、年金額の減額はできません。

- ・減額後の年金額が当社の定める限度^②を下回る場合
- ・年金開始日が到来している場合

※上記のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。^③
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

①解約払戻金
「15. 解約と解約払戻金」参照



②当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

③詳細は、「16. 契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

18 年金受取人等の変更

年金受取人の変更

契約者は、年金受取人を変更することができます。
また、年金受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○年金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類^①**を提出してください。

変更後の年金受取人は契約者と被保険者のうちから1人を指定ください。^②ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

○**遺言^③**による年金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

なお、遺言による年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。



■年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の年金受取人に年金をお支払いしたときは、その後、変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、当社は年金を変更後の年金受取人にお支払いできません。

死亡時支払金受取人の変更

契約者は、死亡時支払金受取人を変更することができます。
また、死亡時支払金受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○死亡時支払金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類^①**を提出ください。ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

○**遺言^③**による死亡時支払金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

なお、遺言による死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。



■死亡時支払金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡払戻金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡時支払金受取人から死亡払戻金の請求を受けても、当社は死亡払戻金を変更後の死亡時支払金受取人にお支払いできません。

①**必要書類**
別表1参照

②**個人年金保険料税制適格特約**を付加している場合、年金受取人の変更はできません。

詳細は、「6. 個人年金保険料税制適格特約」の「個人年金保険料税制適格特約」を確認ください。

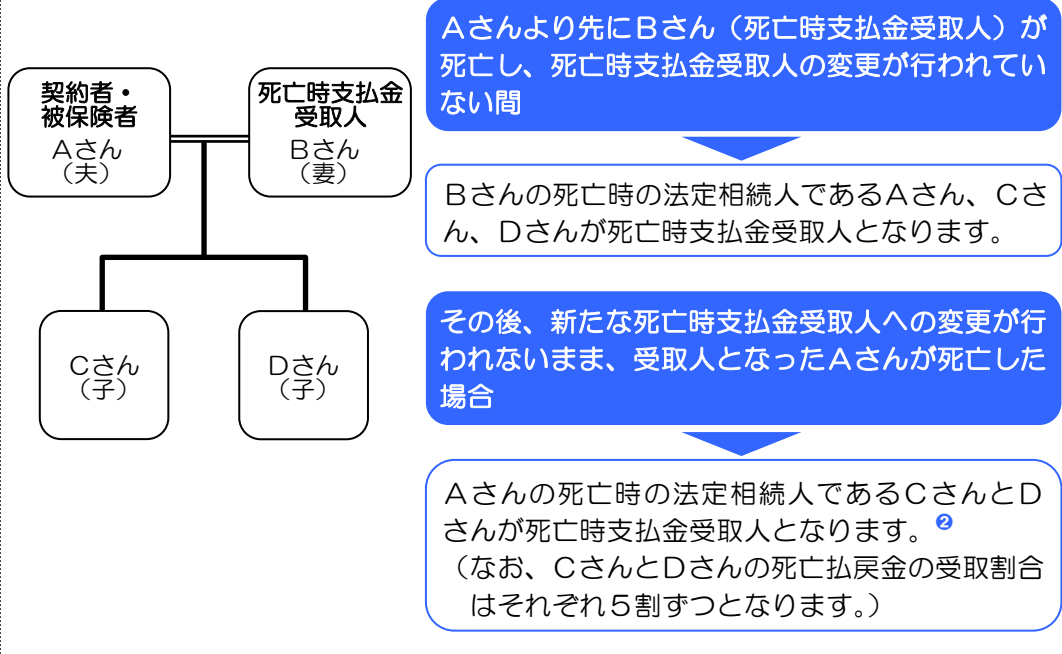
③**遺言**
法律上有効な遺言に限ります。

死亡時支払金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡時支払金受取人が死亡した場合は、すみやかに死亡時支払金受取人を変更ください。

○新たな死亡時支払金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡時支払金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡時支払金受取人となります。^①

《死亡時支払金受取人の例》



①受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

②被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

19 住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越し等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなる場合があります。

○次のような場合は、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
- ・年金受取人・後継年金受取人の変更
- ・死亡時支払金受取人の変更
- ・指定代理請求人の変更
- ・契約者の変更
- ・保険料払込方法の変更
- ・改姓・改名
- ・生命保険料控除証明書の再発行

等



一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。
日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した**保険料の払込みの案内および解除予定日の通知^①**が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることとなります。

①保険料の払込みの案内および解除予定日の通知

「10. 保険料の払込みの案内とご契約の解除」参照

20 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2024年1月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

この保険の保険料は、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除^①の対象となります。

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

＜所得税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

＜住民税＞

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

①個人年金保険料控除

個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合に限り、個人年金保険料税制適格特約が付加されていない場合は、一般生命保険料控除が適用されます。

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。 ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。^①
ただし、ご契約初年度については、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

① 保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

年金等の税法上の取扱い

年金等の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

(1) 年金等の課税取扱

○年金等の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。
 税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

・年金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税 ^① (雑所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	妻	妻	贈与税 ^②
			妻	所得税 ^{①③} (雑所得)

なお、年金の一括支払^④を行った場合、次のとおり税金がかかります。

年金の種類	税の種類
5年保証期間付終身年金	所得税 ^① (雑所得)
10年確定年金	所得税 ^① (一時所得)

・死亡払戻金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 ^① (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

* 上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。(具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

(2) 死亡払戻金の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡時支払金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡払戻金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。



■ 次のすべてを満たす場合に、受取額から払込保険料総額^⑤を差引いた金額に対し、源泉分離課税が適用され、税金が源泉徴収されることがあります。

- ・ 保険料の一括払込または前納等により一時払性^⑥があると判断される場合
- ・ 契約日から5年以内に、10年確定年金について年金の一括支払を行った場合

① 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
(2024年1月現在)

② 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

③ 年金受取時に課税されます。1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

④ 年金の一括支払「5. 保障内容」の「年金等の支払方法の変更」参照

⑤ 払込保険料総額受取額が払込保険料総額より少ない場合は、受取額を上限とします。

⑥ 一時払性
次のいずれかに該当することをいいます。
 ・ 契約日以後1年以内に保険料総額の50%以上を払込むこと
 ・ 契約日以後2年以内に保険料総額の75%以上を払込むこと

21

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

「ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）^①

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやピラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合



① 2024年4月現在の内容を記載しており、変更の可能性がありません。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (3) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

<ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）>：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。



① 2024年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があまりありません。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

生命保険契約者保護機構^①

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等の際に資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

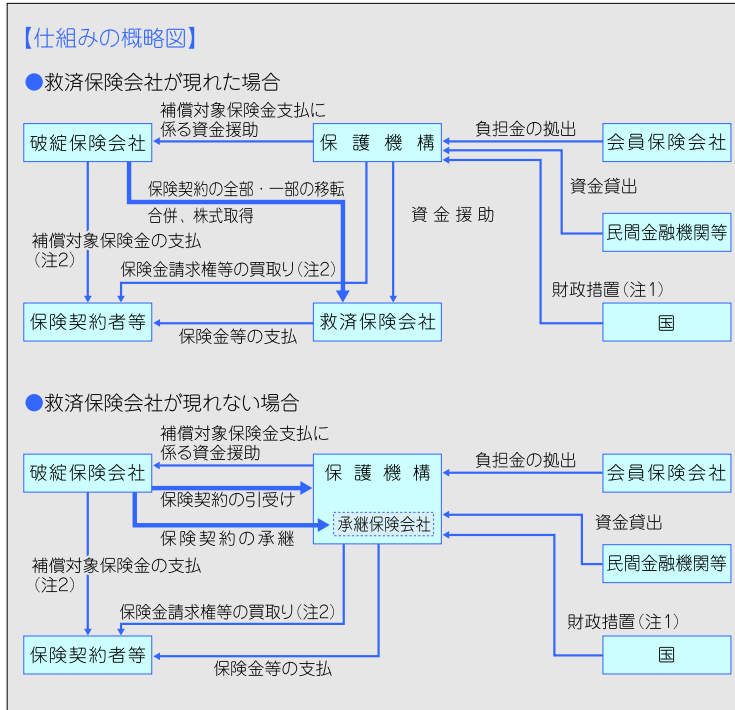
*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の 共同利用) ①

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合



① 2024年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp>）の「加盟会社」をご参照ください。

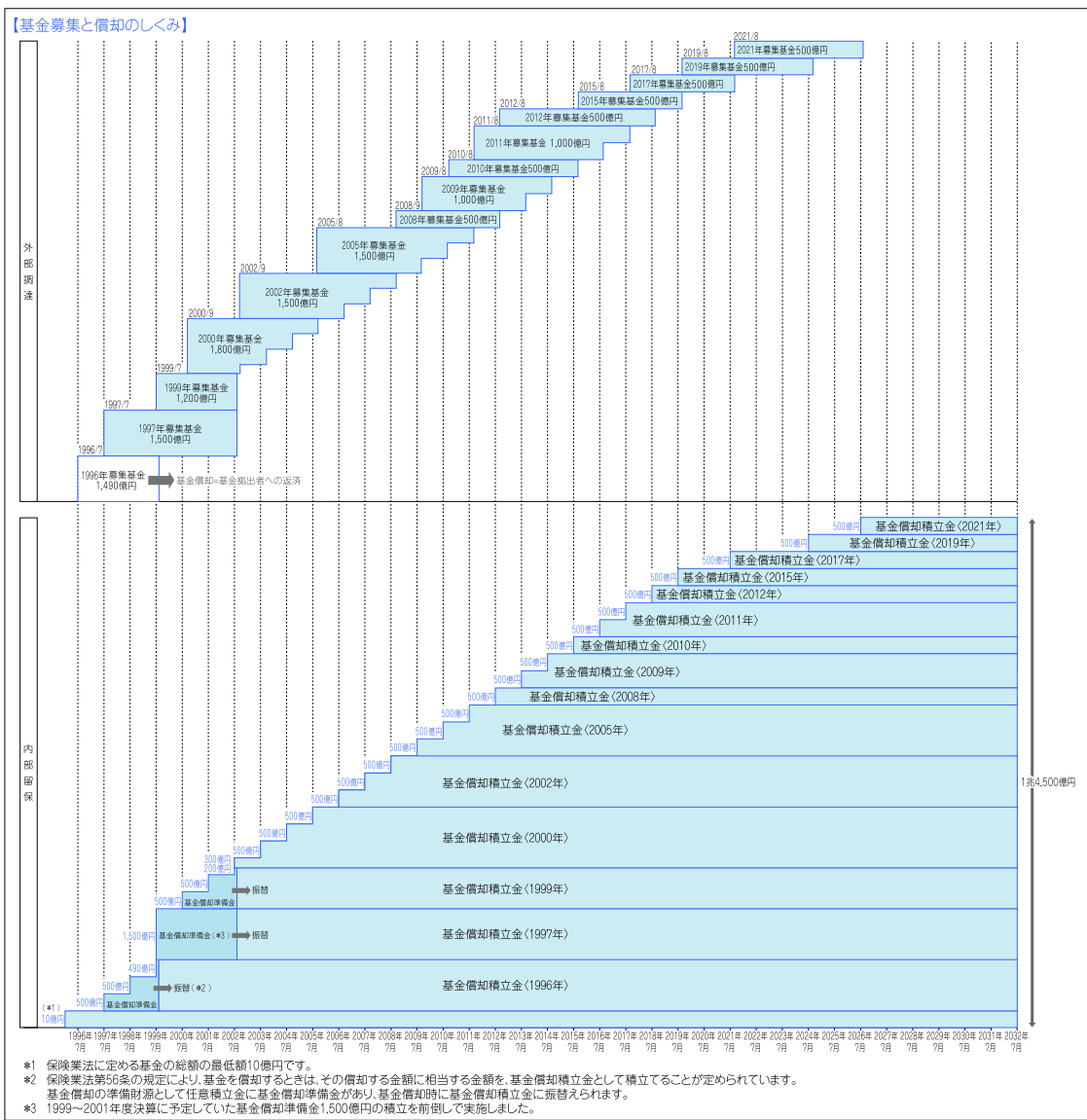
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。



(2024年4月現在)

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。
- 当社は、相互会社制度を通じ“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
- 「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年5～6月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
 - （注）傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
 - ・「社員」のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引き続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
 - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
 - また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

請求やお支払い
年金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

日本生命保険相互会社 企画総務部

保険用語の説明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいはく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としています。
け	契約応当日 (けいはくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいはくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいはくないようつうちしょ)	ご契約の年金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕55歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は55歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいはくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
	後継年金受取人 (こうけいねんきんうけとりんにん)	年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合に、年金受取人の権利・義務すべてを引継ぐ人をいいます。
こ	ご契約後の被保険者の年齢 (ごけいはくこのひほけんしゃのねんれい)	毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	催告 (さいこく)	払込期間内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
さ		

	保険用語	説明
し	指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	年金受取人が年金を請求できない所定の事情があるときや、契約者が年金の種類を変更できない所定の事情があるとき、代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。 ただし、代理請求できる場合は、次の場合に限りです。 ●年金の請求 被保険者と年金受取人が同一人である場合 ●年金の種類の変更 契約者と被保険者が同一人である場合
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、年金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、年金等をお支払いします。
	死亡一時金 (しぼういちじきん)	第1回年金支払基準日以後に被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいいます。
	死亡時支払金受取人 (しぼうじしはらいきんうけとり にん)	契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
	死亡払戻金 (しぼうはらいもどしきん)	年金開始日の前日までに被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいい、解約払戻金と同額となります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかい しひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の年金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 (ぜんのお)	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
ね	年金 (ねんきん)	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合等にお支払いするお金をいいます。
	年金受取人 (ねんきんうけとりにん)	年金、死亡一時金を受取る人で、年金開始日以後、ご契約に関する契約者の権利および義務のすべてを有する人をいいます。
	年金開始日 (ねんきんかいしび)	被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	年金原資 (ねんきんげんし)	年金開始日の前日における責任準備金をいいます。

	保険用語	説明
	年金支払基準日 (ねんきんしはらいきじゅんび)	年金支払基準日は次のとおりです。 ●第1回目 年金開始日 ●第2回目以後 第1回年金支払基準日の毎年の応当日
	年金の現価 (ねんきんのげんか)	将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 (将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 (はらいこみきげつ)	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第1回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第2回目以後の保険料 月ごと応当日(年払の場合は契約応当日)の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生存が年金に関する保障の対象とされる人をいいます。 ※この保険には、死亡保障はありません。
	被保険者の年齢 (ひほけんしゃのねんれい)	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度と いいます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を 定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 (ほけんりょうきかん)	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日(年払の場合は、契約応当日)からその翌月の月ごと 応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間とな ります。 *第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと 応当日(年払の場合は、その翌年の契約応当日)の前日までの期間で す。
	保険料払込期間 (ほけんりょうはらいこみきかん)	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準と なる年金額に保険料率を乗じて計算されます。
み	未払込保険料 (みはらいこみほけんりょう)	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込ま れていない保険料のことをいいます。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険 約款と特約約款があります。

	保険用語	説明
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

生命保険のお手続きやお問合せ

(2024年4月現在)

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●お客様番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。



日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き



<https://www.nissay.co.jp>

パソコン

日本生命

検索



スマートフォン



利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕	
火～土曜日	24時間		月～土曜日 8:00～23:45
日曜日・祝日	0:00～20:00		日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、
12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

ダウンロードは
お済みですか？

まだお済みでない方は
「日本生命アプリ」を
いますぐダウンロード!



説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。

なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

しおりのページ

「ニッセイ長寿生存保険（低解約払戻金型）」の特徴	P8
クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）	P11
責任開始（保障の開始）と契約日	P15
保険料の払込方法	P21
保険料の払込期月・保険料期間	P23
保険料の払込みの案内とご契約の解除	P25
年金等をお支払いできない場合	P32
解約と解約払戻金	P33

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。

告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本店

〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては

0120-201-021 (ニッセイコールセンター) (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

[©日本24-69] [登録年月日24/4/2] (商品開発部2024.4.13,000 No.0865)②